

大阪府温暖化防止事業活動表彰制度要綱

(目的)

第1条 大阪府温暖化の防止等に関する条例（以下「条例」という。）第37条の規定に基づき、大阪府内の事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに電気の需要の平準化（以下「温暖化防止等」という。）又は建築物の環境配慮に関し、他の事業者の模範となる特に優れた取組みをした者を表彰し、事業者又は建築主（条例第2条第9号に規定する建築主をいう。以下同じ。）及び設計者（建築基準法第2条第17号に規定する設計者をいう。以下同じ。）の名称とその内容を広く公表することによって、温暖化防止等に関する事業者、建築主及び設計者の意欲を高めるとともに、地球温暖化防止対策及びヒートアイランド現象の緩和対策の普及促進を図る。

(賞の名称)

第2条 賞の名称は、「おおさかストップ温暖化賞」（以下「本賞」という。）とする。

(表彰の実施)

第3条 大阪府知事（以下「知事」という。）は、本賞の受賞者を表彰し、賞状を授与する。

(本賞の種類)

第4条 本賞の種類は、大阪府知事賞、優秀賞及び特別賞とする。

(表彰の対象者)

第5条 本賞の表彰の対象者は、大阪府内に事業所を持つ事業者若しくはその事業所（以下「事業者等」という。）又は建築物の建築主及び設計者（以下「建築主等」という。）とする。

(審査の基準等)

第6条 温暖化防止等に関する取組内容が次の各号のいずれにも該当し、他の事業者等の模範となる最も優れた取組みを実施した事業者等に大阪府知事賞を授与し、その他優れた取組みを実施した事業者等には優秀賞を授与する。

- 一 温室効果ガスの排出量を着実に削減していること。
- 二 温暖化防止等の対策の内容において、次に掲げるいずれかに、とりわけ優れた取組みを実施し、確実な効果をあげていること。
 - ① 先進性 一 技術的に新しく、まだ広く普及していない方法を用いていること。

- ② 効率性 ー コストパフォーマンスの面で優れた方法を用いていること。
- ③ 有効性 ー 確実な削減効果が得られるうえ汎用性に優れ、他の事業者等にも容易に採用可能であること。

2 エネルギーの需給状況又は、社会・経済状況等を勘案して、次の各号のいずれかに該当する事業者等及び建築主等には、特別賞を授与することがある。

- 一 大阪府温暖化の防止等に関する条例施行規則第3条に規定する特定事業者が実施した取組内容が、他の事業者の模範となる取組みである場合。
- 二 建築主等が実施した建築物の新築、増築又は改築にあたってのヒートアイランド現象の緩和対策等に関する取組内容が次に掲げたいずれにも該当し、他の建築主等の模範となる優れた取組みである場合。
 - ① 建築物の敷地内の歩行者空間等の暑熱環境を緩和し、建築物の敷地外への熱的な影響を低減する優れた取組みを実施していること。
 - ② 建築物の総合的な環境性能に関し、一般的な水準以上の取組みを実施していること。
- 三 その他、他の事業者等の模範となる特に優れた取組みを実施した場合。

(適用の除外)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業者等又は建築主等については、受賞対象から除外する。

- 一 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止を受けている事業者等又は建築主等
- 二 その他、大阪府が本賞にふさわしくないと判断した事業者等又は建築主等

(受賞者の決定等)

第8条 大阪府環境審議会温暖化対策部会（以下「部会」という。）において、第6条第1項、同条第2項第3号及び前条に基づき、条例第37条の規定による顕彰の実施に関する事項等の審査・選考を行い、知事が受賞者を決定する。

2 第6条第2項第1号及び第2号に基づく特別賞については、知事が別に定める基準に基づき決定し、必要に応じ部会に報告する。

(事務局)

第9条 本賞の実施に係る事務を行うための事務局を、大阪府環境農林水産部エネルギー政策課及び住宅まちづくり部建築指導室審査指導課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年10月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月18日から施行する。